

議案第74号

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年12月10日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例(昭和31年板橋区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付則に次の1項を加える。

15 令和4年3月に支給する期末手当に関する第4条第4項の規定の適用については、同項中「100分の30」とあるのは「100分の20」とする。

(東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年板橋区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の157.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付則に次の1項を加える。

14 令和4年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「100分の30」とあるのは「100分の20」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区長、副区長及び区議会議員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。